

## 環境影響評価審査会（石の寝屋部会）会議録

1．日時 平成 14 年 6 月 19 日（水）10:00～12:00

場所 神戸市教育会館 501 号室

2．議題

淡路・東浦都市計画緑地 1 号あわじ石の寝屋緑地にかかる環境影響評価準備書の審査について

3．出席者

(1) 委員

藤井会長、田中部会長、朝日委員、遠藤委員、澤木委員、辻委員

(2) 兵庫県

事務局：環境影響評価室

関係課等：自然環境保全課、大気課、水質課、環境整備課、淡路県民局県民生活部

(3) 環境影響評価実施者等

兵庫県都市計画課、公園緑地課、洲本土木事務所

4．配布資料

(1) 環境影響評価準備書

(2) 環境影響評価参考資料(石の寝屋準備書審査まとめ)

(3) その他補足資料(キアシハナダカバチモドキの調査位置について)

5．議事の概要

< 環境影響評価実施者より補足資料について説明後、質疑応答。 >

〔委員〕

キアシハナダカバチモドキというのはどういうものなのか。

〔委員〕

キアシハナダカバチモドキというのは、ハチの一種で、ハナダカバチという種類の近縁種である。

調査位置についての情報を求めたのは、キアシハナダカバチモドキというのは希少種で生態も詳しくは分かっていないが、最近の観察事例から周囲の環境に応じて営巣地を転々と移していくという習性を持っている可能性があり、この種の保全のためには現在営巣が確認されている場所だけでなく営巣可能と思われる場所も保全する必要があると考えられるからである。

〔委員〕

キアシハナダカバチモドキというのは特殊な環境に生息するハチだという説明があったが、特殊な環境に住んでいるからといってその地域の生態系を代表しているとはいえない。例えば、このハチが餌とするバッタも生態系においては重要である。特殊な環境に生息しているからという理由だけで重要であるというのは、根拠にならないのではないかと。

<環境影響評価実施者より準備書第8章(総合評価)について説明>

〔委員〕

景観のフォトモンタージュによれば、遠方からの景観はほとんど変化がないように思われるが、計画区域内部での景観については問題にならないのか。

〔環境影響評価実施者(以下アセス実施者)〕

いわゆる内部景観については、環境影響評価の対象ではないと認識している。ただし、審査会でも内部景観については重要だとの意見があり、準備書でも環境影響評価実施者としての心構えにふれ、これに留意して事業計画を立てていくこととしている。

〔委員〕

現地調査において計画区域外にできる道路の法面で既に裸地が出ているということが問題になったが、この道路は計画区域外なのでアセス対象外であるという説明があったように思うが。

〔アセス実施者〕

前回の審査会において、委員から対象地域よりもその周辺での景観の混乱や阻害が見受けられ地域全体としての景観誘導の必要性を感じた旨のコメントがあり、それに対して環境影響評価実施者から環境影響評価とは別に考えていきたいという感想を述べたということであったかと思う。

<アセス実施者より準備書第9章(事後監視調査計画)について説明>

〔委員〕

サシバの調査はどのように行うのか。定点調査は行わないのか。

〔アセス実施者〕

任意観察を主とし、必要に応じて定点調査を行うという予定である。準備書作成時に行ったような、多くの点を設定した定点調査は考えていない。

〔委員〕

サシバは渡り鳥であり、毎年同じ場所に営巣するとは限らないため、定点調査により航跡図や飛翔図を描かなければ営巣地がどこであるかを把握することはできない。ただし、行うとなると大変な仕事であるため、どのように行うのかをお伺いしたい。

〔アセス実施者〕

現在把握されている営巣地を中心に、定点調査も含めた調査により観察していく予定である。サシバが餌とする小動物の生息地域が比較的限られており、それを中心として調べれば営巣地の確認も可能ではないかと考えている。

具体的な調査方法については専門家の意見を聞きながら進めていきたい。

〔委員〕

イモリやニホンアカガエルについては、生息調査を行うのか。

〔アセス実施者〕

現地調査を実施する予定である。

〔委員〕

事後監視調査においては、その間の量的な変化が把握できるような調査は行わないのか。

〔アセス実施者〕

ニホンアカガエルについては、ある程度の量的な変化をみることができるとかたちでの調査を考えている。ニホンアカガエルの調査地点は工事の際に発生する濁水の影響を受ける恐れがあるので、これについても監視していきたい。

〔委員〕

工事の影響があるかどうかを確認するための対照となる調査場所は設定できるのか。

〔アセス実施者〕

調査地点と異なる水系の生息場所を対照とすることは無理があると思う。同一水系内で対照地点を設定できなければ、調査地点での変化のみをみていく以外にない。

〔委員〕

工事中の事後監視調査については、いずれの項目についても「調査結果は、予測結果および環境保全目標と照合し、適合状況について検討する」とあるが、もし環境保全目標を守れなくなる恐れが生じた場合、検討結果に基づき速やかに措置がとられるのか。

〔アセス実施者〕

準備書にもあるように、速やかに関係各課に報告し、その原因を究明するとともに、より適切な環境保全措置を講じることとしたい。

〔委員〕

準備書には「速やかに」とあるが、実際に報告に基づいた措置をすぐに取り得るような体制の案はできているのか。

〔アセス実施者〕

工事において作成する施工計画等に、そのような体制を組み込んでいきたい。

<事務局より準備書縦覧手続きについて報告>

<アセス実施者退席>

<事務局より『準備書審査まとめ』について説明>

〔委員〕

調査は平成12年から13年にかけて実施されているが、工事着手が予定されている平成18年までは約5年の間隔が空いている。この間に計画区域内の状況が大きく変化するかもしれないが、環境影響評価から工事着手までの間には調査・監視は行わないのか。

〔事務局〕

案件によってはアセスから工事着手まで15年～20年位かかる場合もあり、特に動植物関係に関しては工事着手以前の期間においても調査・監視の必要性を感じるが、そのことを知事意見として書けるかどうかは非常に難しい問題である。

本案件は、アセスの結果を反映して環境に配慮したかたちで計画を変更してきており、アセスの成果が表れている事案ではないかと思う。アセスの結果をさほど反映せず当初の計画のまま進められる事案が多い中で、本案件は非常に良い事例ではないかと考えられるので、

その点については知事意見においても評価してもよいと思うが。

〔委員〕

評価してよいのではないか。実際、概要書の審査の際には多くの意見が出たが、今回の準備書に関してはあまり意見が出ておらず、問題点が少なくなっているような印象がある。

〔委員〕

本件の審査結果との直接の関係はないが、事業主体や工事時期が異なる事業であっても一体的にアセスの対象として意見の言える仕組みが必要ではないか。

〔事務局〕

この例のように密接に関連し合う複数の事業において、事業の熟度と事業者が違う場合、現行のアセス制度では対応が非常に難しいと言われている。

このような事例に対応するため、複合的な開発などの構想段階で環境配慮を求めていくため、SEA(戦略的環境アセスメント)の手法が検討されており、兵庫県でも今年度あり方について検討していきたいと考えている。

ただし、今回の場合はもう既に工事がされた後なので、環境影響評価手続きにおいて環境配慮を求めることはできない。

〔委員〕

水質汚濁のところで、汚泥の処分について答申に入れていただきたい。

ただ、計画区域はかなり厳しい地形であり、水生生物の生活環境が維持できるだけの水が本当に確保できるのかどうか非常に心配である。

〔事務局〕

準備書では調整池の周辺で水辺環境を創出するということであるが、大雨の際の下流の影響を回避するためには調整池の水位は下げおかねばならず、そのような場所でビオトープ的なものを作っても機能するかどうか疑問がある。

現地では濁水が出ているところがあり、この流出防止を優先すべきであると思われるが、このような状況で水辺環境の創造を掲げてもうまくいくかどうかは分からない。

〔委員〕

給水機能を自然に任せるとすると、うまくいかないのではないか。

〔事務局〕

水辺空間に水が供給できるのかどうかについては、洪水調整機能と生物生息環境の維持のどちらを優先するかを事業者で検討のうえ進める必要があると思う。

〔委員〕

事後監視調査の結果がどのように工事にフィードバックされるのかということがよく分からない。その点については、今後のこともあるので、全体的な事項として指摘していくことが必要である。

〔事務局〕

環境影響評価指針の中で、事後監視については事業者自身で工事の影響の有無の確認と対処を行い、年1回報告すること、および適宜報告・協議を行うこと、行政内部で対処できないときには審査会の意見を求めることとなっており、過去の条例適用案件については毎年事後調査結果について審査会総会で報告・審議を行っている。

事後調査結果の判断・評価については事業者自身で行うことになるため、事前のアセスの

効果が実際の事業実施につながるよう、警鐘を鳴らす意味で指摘をしておきたい。

〔委員〕

工事中の緊急を要する場合、適切に対処できるかどうか不安がある。

〔事務局〕

まず、現場の人が日常的に測定を実施し管理目標を持って管理するという意識を持つことが必要だと思う。そのような意識を持ったうえで緊急時の体制を作ることが必要だろうと考えている。

〔委員〕

生物の場合、一部のものを除けばその生物の繁殖に影響が出ているかどうかは短期間では判断しにくい。生息場所が破壊されていないかなど、目視でできるレベルの監視を高い頻度で行うことならそれほどコストをかけずにできるのではないかと。

〔委員〕

これから淡路島がどのように発展していくかは分からないが、現時点で区域のほとんどを現状のままにして公園化しておこうというこのような計画は、全体的な見方でいえば、良い計画ではないかと思う。

〔委員〕

生物項目に関する事後監視調査だが、年1回の調査報告では迅速な対応は不可能である。貴重な生物への対応に関しては、総会とは別に検討委員会のようなものを設置し、調査の結果何かあればすぐに検討委員会へ報告するという方式が取られている例がある。本案件に関してもこのような組織を設置してはどうか。

〔委員〕

事後監視調査の期間が最大で供用開始後3年となっているが、これは何かで決められているのか。

〔事務局〕

環境影響評価に関する条例を作った際に事後調査の期間について議論があり、その結果3年間ということになり、環境影響評価指針にも明記している。ただし、審査会の意見によりそれよりも長期間とすることも可能ではあると思うが、あまり長期間というのも無理があるため、一応の目安として「概ね3年程度」としている。

〔委員〕

長期間に渡って変化の状況をつかみたいというのであれば、行政として費用を負担して調査を行うべきかもしれない。

〔事務局〕

事後監視調査に関する特別委員会の例については、事業者が設置している。他にも個別に専門家の意見を聞きながら対応した事例もあるため、特別委員会の設置については検討していきたい。

<事務局より連絡>

- ・ これまでの審査会の議論を基に答申案を作成し、次回はこの答申案について審議する予定。
- ・ 答申案については事前に各部会委員あて送付する。